

上野原市一時預かり事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

上野原市長

上野原市規則第4号

上野原市一時預かり事業実施規則の一部を改正する規則

上野原市一時預かり事業実施規則（平成18年上野原市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1歳の誕生日を迎えている児童」を「0歳6か月」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定に関わらず、市内に住所を有しない児童のうち、次に掲げる児童については、対象児童とすることができる。

(1) 保護者が里帰り出産又は疾病等の療養のため、市内に住所を有する親族のもとに一時的に滞在する児童

(2) 保護者が市内に住所を有する親族の看護及び介護のために、市内に一時的に滞在する児童

第9条第1項の表中

「

午前	8時30分から12時30分 まで	1,400円	800円
午後	12時30分から4時30分 まで	1,400円	800円

を

」

「

午前8時30分から午後4時30分	1時間あたり	350円	200円
------------------	--------	------	------

に

まで			
----	--	--	--

」

に改める。

様式第1号を次のように改める。

上野原市長宛

保護者住所

氏名

一時預かり事業利用申請書

一時預かり事業を利用したいので、次のとおり申し込みます。

施設名	
児童名	
生年月日	年 月 日
住所 ※里帰りの場合は 里帰り先の住所	上野原市 <input type="checkbox"/> 保護者住所と同じ
希望期間	年 月 日 午前・午後 : ~午前・午後 : 年 月 日 午前・午後 : ~午前・午後 : 年 月 日 午前・午後 : ~午前・午後 : 年 月 日 午前・午後 : ~午前・午後 : 年 月 日 午前・午後 : ~午前・午後 :
緊急時の連絡先	電 話
一時預かり事業の 利用を必要とする 理由	(1) 非定形型保育 () (2) 緊急保育 () (3) 私的理由保育等 ()

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の上野原市一時預かり事業実施規則の規定により提出されている様式は、この規則による改正後の規則の規定により提出された様式とみなす。